

第1章 定数・任用

相楽郡広域事務組合職員定数条例

(昭和56年8月制定)

改正 平成16年4月30日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第3項の規定に基づき相楽郡広域事務組合職員(以下「職員」という。)の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

代表理事の事務部局の職員 5人

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

附 則(平成16年条例第6号)

この条例は、平成16年5月1日から施行する。